

京都市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第162号

京都市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

京都市母子保健法施行細則の一部を次のように改正する。

「  
目次中「第1章 総則（第1条）」を  
第1章 総則（第1条）  
第1章の2 妊娠の届出（第1条の  
に改める。  
の2）  
」

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 妊娠の届出

（妊娠の届出の経由）

第1条の2 法第15条の規定による届出は、妊娠した者の居住地を担当区域とする保健センター長を経由して、保健所長に対して行わなければならない。

第12条の見出しを「(届出事項等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「行うものとする」を「、乳児の現在地を担当区域とする保健センター長を経由して、保健所長に対して行わなければならない」に改める。

第14条第1項本文中「より」を「よる」に、「するとき」を「しようとする未熟児の保護者」に改め、「当該未熟児の居住地を所管する」及び「(以下「保健所長」という。)」を削り、同項ただし書中「第20条第3項第5号及び第6号」を「第20条第3項第4号及び第5号」に改める。

第6号様式注以外の部分中「保健所低体重児出生届出済み」を「低体重児出生届出済み」に改める。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第14条関係）

看護  
給付申請書  
移送

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名（記名押印又は署名）  電話 —

母子保健法施行規則第9条第1項の規定により		<input type="checkbox"/> 看護	の給付を申請
します。		<input type="checkbox"/> 移送	
受 療 者 の 氏 名			
公費負担医療の受給者番号			
担 当 医 師 の 意 見	看護を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
	移 送	区 間	
		方 法	
	期 日	年 月 日	
	看護又は移送を必要とする理由		
	看護又は移送に要する費用の見積額		

年 月 日	指定養育医療機関
	所在地
	名称
	担当医師の氏名 <span style="float: right;">⑩</span>

注 該当する□には，✓印を記入してください。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第16条関係）

養育医療継続協議書		
年 月 日		
(あて先) 京都市長		
指定養育医療機関		
所在地		
名 称		
担当医師氏名 <span style="float: right;">⑩</span>		
下記のとおり診断する。		
受 療 者	氏 名	男・女 年 月 日生
	居 住 地	
養 育 医 療 券	公費負担医療 の受給者番号	
	有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

担当医師の意見	継続を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	治療費概算額	円
	継続を必要とする理由	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)